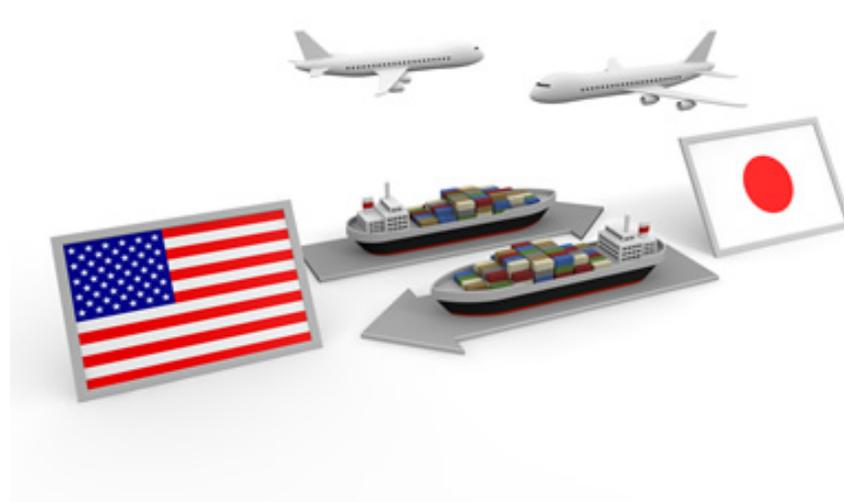


アメリカ進出セミナー 2019 第二部 EOS Accountants LLP



2019年6月27日



EOS会計事務所について

拠点：米国主要都市 8 拠点（本社：ニュージャージー）
東京 駐在員事務所

部門： 監査・会計部門、税務部門

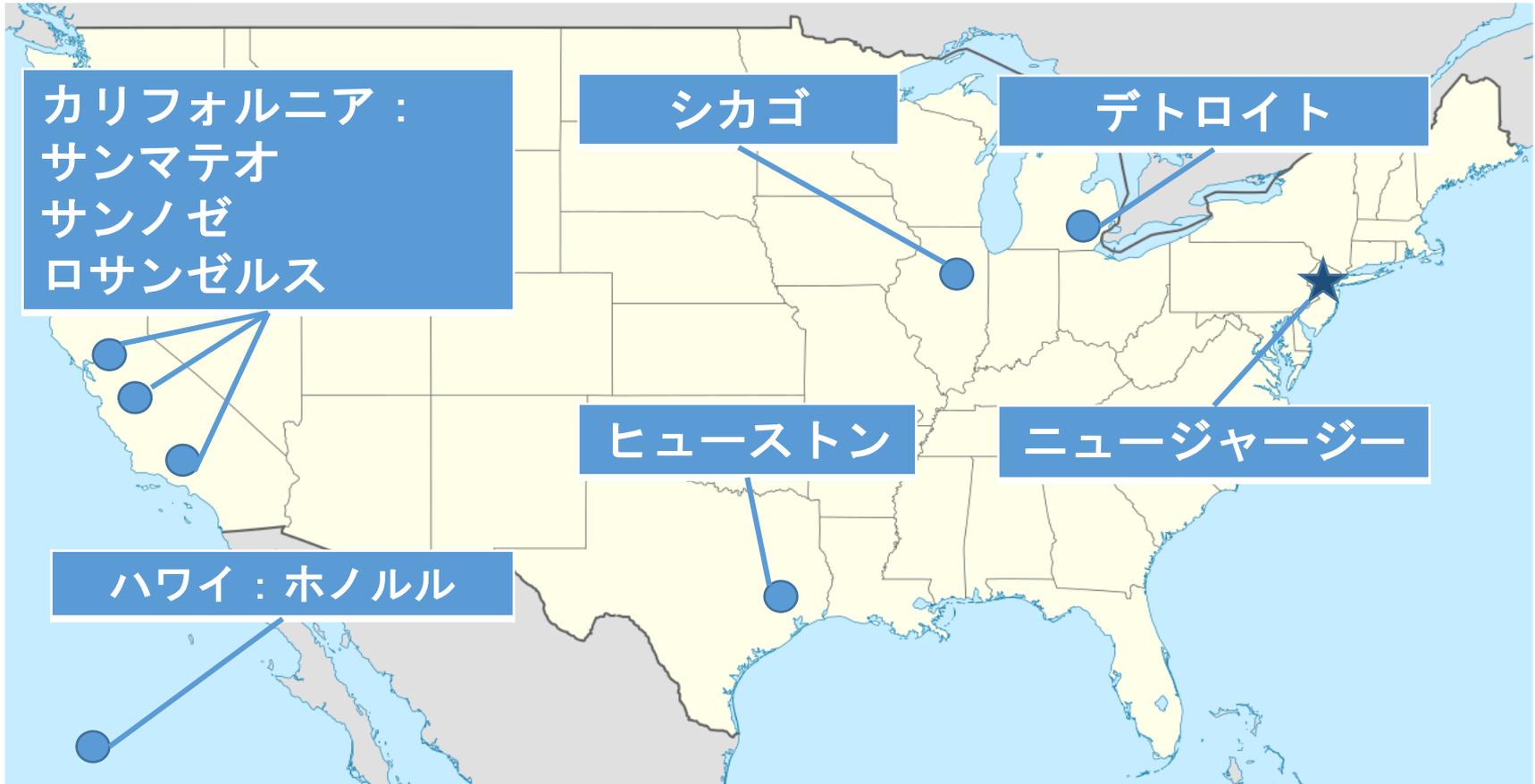
所属人員：約160名（2019年6月現在）：日本語要員比率：大

クライアント：概ね米国進出の日系企業（子会社）

主な業務内容：日系企業へのワンストップ・サービス

- <監査・会計> 財務諸表監査、レビュー、コンピレーション（調製）、
その他合意された手続、
会計コンサル業務（J-SOX含む内部統制、M&Aデューデリジェンス、IFRS対応）、
記帳代行、決算サポートなど**
- <税務> 法人・個人税務申告書作成、給与計算、IRS又は州税務当局対応、
移転価格調査及び文書化並びにAPA（事前確認）対応、
M&A税務デューデリジェンス、その他米国税務 および国際税務コンサル業務**

EOS会計事務所について



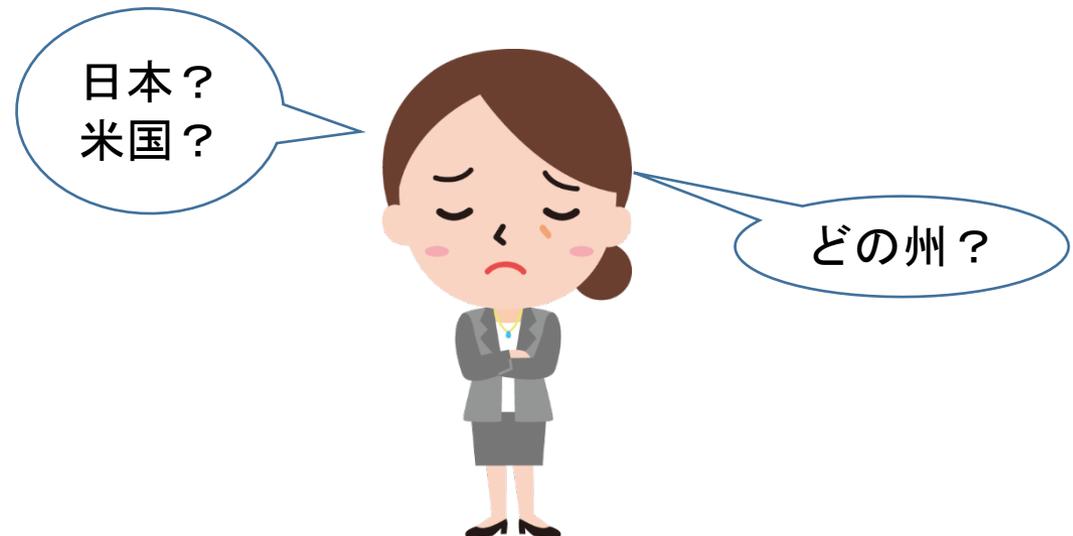
本日のテーマ

1. はじめに - 国家間、州のあいだでは税金の争奪戦
2. 米国オフィス設立時の留意点
3. 米国オフィス設立後の留意点
4. 米国法人税でおさえおきたいポイント
5. 米国の個人所得稅申告で気を付けていただきたいこと
6. まとめ



1. はじめに - 国家間、州のあいだでは税金の争奪戦

- a. 国をまたぐ取引の開始 -> 日米の法人税への影響
- b. 親子間・関連会社間取引 -> 新たに移転価格の問題が...
- c. 米国のどの州で申告・税金を納めるか? -> Nexus(ネクサス)の確認
- d. 駐在員の給与所得の源泉地(日本 or 米国?)



2. 米国オフィス設立時の留意点

- a. 銀行口座開設
- b. どういう形態で進出するか？(支店・子会社)
- c. 駐在員の給与計算・支払い処理 -> アウトソーシングの検討
- d. 会計帳簿の記帳 -> 自製化 or アウトソーシング
監査・レビューの必要性の有無



2-b. どういう形態で進出するか？（支店・子会社）

- 支店は外国法人、子会社は米国法人
- 支店は日米租税条約で恒久的施設とみなされなければ、課税されない
- 管理運営上の支店・子会社のメリット・デメリット -> 弁護士に確認してみる
- 会計税務上の違い
 - ・ 支店は本支店会計（欠損を日本本店に取り込める）、しかし面倒
 - ・ 子会社は親会社とは別会計、連結対象になることも
 - ・ 子会社は親会社へ配当・借入金利息・使用料を支払うケースあり

支店？現地法人？



3. 米国オフィス設立後の留意点

- a. 駐在員の給与計算(日本本社からの支払い・会社が直接負担した費用には注意)
- b. 日米社会保障協定での米国社会保障税の支払い免除申請
- c. 日々の会計記帳(固定資産の計上基準の取り決め、関連会社間取引の管理など)
- d. 米国オフィスの機能に応じた収入・売上の計上スキームの検討
(サービスフィー、コミッション、Buy-sell) -> 契約書の整備
- e. 親会社へ利息・配当・使用料の支払いがあった場合の処理
- f. 法人税の予定納税・申告スケジュール
- g. 法人税以外の申告について

こんなにあるの!?



3-a. 駐在員の給与計算

(日本本社からの支払い・会社が直接負担した費用には注意)

- ネット(税引き後手取り金額)保証 vs グロス(税込み総支給額)保証
- グロスアップの計算 **ネット+税金=グロス**
- フリンジベネフィット(経済的利益)
(例:引越し費用、引越し手当、通勤費用、家賃、社用車のプライベート使用分など)



3-e. 親会社へ配当・借入金利息・使用料の支払いがあった場合

- 原則、源泉徴収が必要である(源泉税率 30%)
- 日米租税条約を適用すると、(30% -> 10%あるいは0%)
- フォームW8-BEN-E(米国版“租税条約に関する届出書”)の用意
- フォーム1042(非居住者に支払われる報酬等の支払調書・合計表)で報告



3-f. 法人税の予定納税・申告スケジュール

- 予定納税 年4回(4分の1ずつを支払う)
- 申告書提出期限は、3½か月後
- 申告延長申請が可能(さらに6か月間の猶予、但し税金の支払いは猶予なし)
- 簡便方法:年間予想税引前利益をもとに試算



12月決算の場合の申告・予定納税スケジュール



前年度の申告が完了するまでは、両方の年度の税金業務が同時並行でおこなわれる。

3-g. 法人税以外の申告について

- Sales Tax(州税:売上税) Nexusのある州では最終消費者から徴収し、納付する
 - ・ 販売業者登録をおこない、Seller's permitを取得
 - ・ 販売先から、再販売証明書(Resale certificate)を入手すると、徴収義務が免除される
 - > Wayfair裁判の判決により、Nexusの定義が拡大
- Property Tax(州税:固定資産税・償却資産税)の申告
- フォーム1099(支払調書・法定調書合計表)の提出
- フォーム1042(非居住者に支払われる報酬等の支払調書・合計表)の提出



4. 米国法人税でおさえおきたいポイント

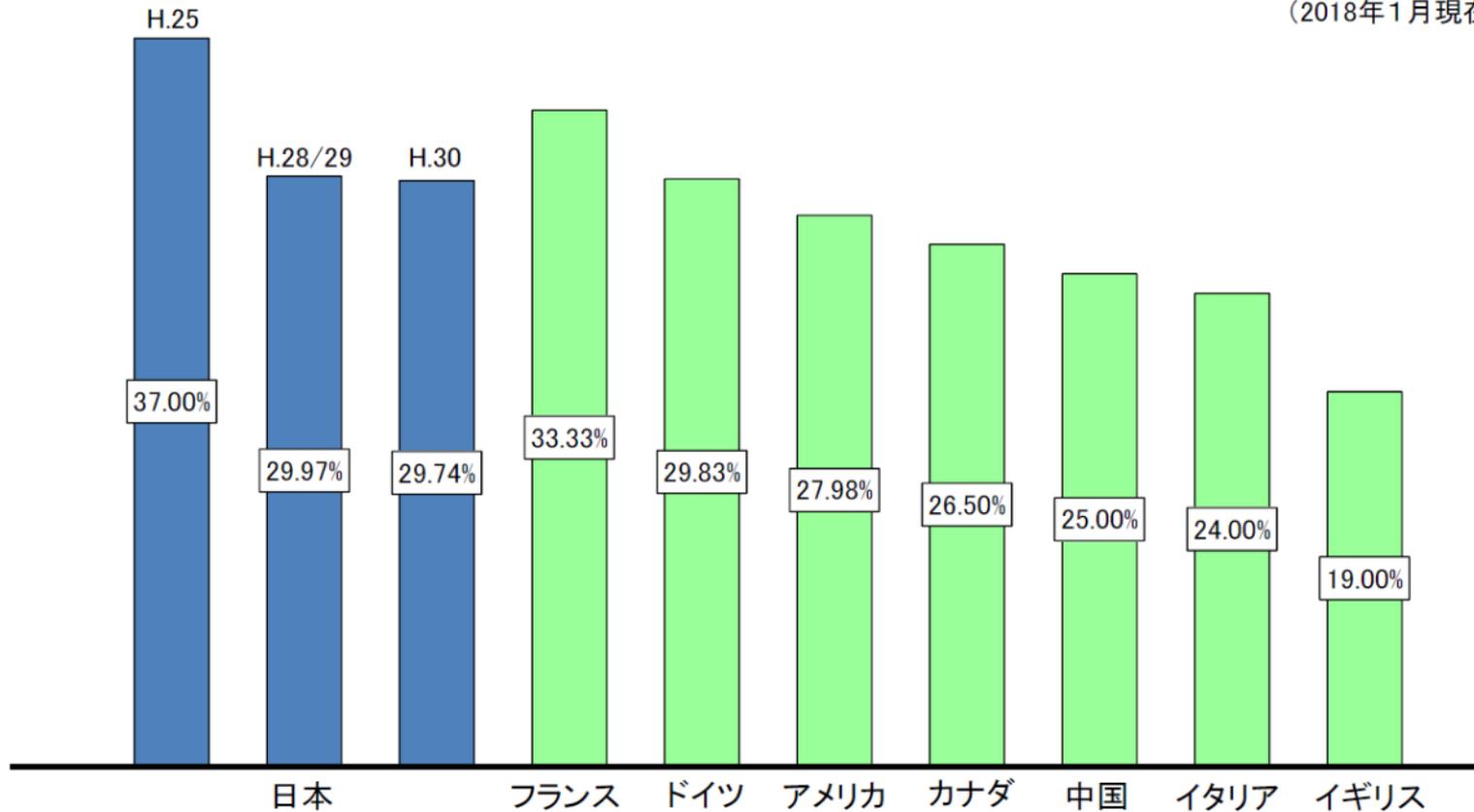
- a. トランプ税制改正
 - ・ 法人税率 21% (経済政策の一環)
 - ・ 支払利息の控除制限の範囲拡大
 - ・ 外国源泉の無形資産所得の控除(Foreign-derived intangible income: FDII)
- b. 申告する州 (Nexus、ユニタリーグループの確認)
- c. 親子間・関連会社間取引の開示 (失念すると高額なペナルティ)
- d. 移転価格 (第三者との取引を想定した場合の価格・レートを用いるのが望ましい)
 - > 移転価格スタディの実施の検討



米国の法人税率の国際比較（地方税・州税も含む）

（財務省HPより）

（2018年1月現在）



4-b. 申告する州 (Nexus、ユニタリーグループの確認)

- **Nexus** -> 事業活動を通じてのその州との関わり、結びつき
(登記、オフィスの設置、雇用、長期のサービスの提供、固定資産、在庫など)
上記に該当した場合、その州でビジネス活動を行っているとみなされる
可能性が高い -> 申告義務がないかどうか確認
- **ユニタリーグループ** (特にグループ企業は確認要)
-> 複数の会社を同一企業グループとみなして、合算に含まれる可能性あり
(支配の共通性、事業の一体性、経営資源の共有)



5. 米国の個人所得税申告で気を付けていただきたいこと

- a. 年の途中で赴任した場合でも、州によっては一年間の給与情報の準備が必要
- b. 居住開始日を確定する（例：ビザを取得してから最初の渡米日）
- c. 居住者期間は全世界所得 -> 日本での賃貸収入・利息・配当等も対象
- d. 米国外で保有する金融資産情報（プライベート情報の取り扱いに留意）
- e. 単身赴任でも夫婦合算申告を利用して税額を下げることが可能
- f. ITIN (納税者番号) の取得



ご清聴ありがとうございました。



Masanobu Tsuchiya(土屋 雅庸): Audit/Managing Partner

Mtsuchiya@eosllp.com

Michica Nomi(能美 道香): Tax/Marketing Partner in Tokyo

Mnomi@eosllp.com

Junya Takami(高見 淳也): Tax Manager

Jtakami@eosllp.com